

官報

昭和五十二年五月二日

○第八十回 参議院會議録第十一号

昭和五十二年五月二日(月曜日)

午後三時八分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十二年五月二日

午後三時開議

第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(衆議院提出)

第四 昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第六まで

一、領海法案(内閣提出、衆議院送付)

一、漁業水域に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長高橋邦雄君。

審査報告書

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月二十六日

地方行政委員長 高橋 邦雄

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における暴力団等によるけん銃等の不法所持及び使用の実情にかんがみ、販売を目的とした模倣銃器の所持を禁止するとともに、けん銃等の密輸入、不法所持及び密製造等に対する法定刑の引上げ等罰則を強化しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の点に留意

し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一 法第二十二条の三に定める「銃砲に改造することが著しく困難なもの」を定めるに当たつては、従来の経緯と当委員会の審議の経過にかんがみ、銃器について専門的知識を有する者の意見を聴取する等慎重を期し、国民の基本的権利を侵すことのないよう配慮すること。

二 最近における暴力団等の銃器使用犯罪の実態にかんがみ、暴力団等のこの種犯罪に対する取締りを継続徹底するなど暴力団犯罪絶滅のための対策を講ずること。

三 銃砲による危害を防止し、公共の安全を確保するため、猟銃用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十二年三月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に次の一条を加える。

(販売目的の模倣銃器の所持の禁止)
第二十二条の三 何人も、販売の目的で、模倣銃器(金属で作られ、かつ、けん銃、小銃、機関銃又は猟銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして総理府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)を所持

してはならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、模倣銃器の所持について準用する。

第三十一条第一項中「五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」を「一年以上十年以下の懲役」に改め、同条第二項中「七年以下の懲役又は五十万円」を「一年以上の有期徒刑又は一年以上の有期徒刑及び三百万円」に改める。

第三十一条の二中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「五年」を「十年」に、「二十万円」を「百万円」に改め、「又は猟銃」を削る。

第三十一条の四中「五万円」を「二十万円」に改め、同条を第三十一条の五とし、第三十一条の三中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「三十万円」に改め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二の次に次の一条を加える。

第三十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第三十一条第一項の規定に違反して猟銃を所持した者

二 偽りの方法により猟銃の所持について第四十条又は第六十条の規定による許可を受けた者

第三十二条中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「三万円」を「二十万円」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十二条の三第一項の規定に違反した者

第三十三条中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十二条の二」に改める。

第三十五条中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第二十二条の二から第二十三条まで」を「第二十二条の二第一項、第二十二條の四、第二十三條」に改める。

第三十七条中「第三十一条から第三十一条の三まで、第三十二条第一号若しくは第三号」を「第三

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号

十一、第二項若しくは第三項、第三十一條の二から第三十一條の四まで、第三十二條第一号、第三号若しくは第四号に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第二十二條の三を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に一條を加える改正規定、第三十二條中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定、第三十五條第一号の改正規定及び第三十七條の改正規定(第三十二條に係る部分に限る)は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(武器等製造法の一部改正)

2 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一條後段中「第一号又は」及び「銃砲又は」を削り、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「違反した者」を「違反して武器(銃砲を除く)を製造した者」に改め、同条を第三十一條の二とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第三十一條 第四條の規定に違反して銃砲を製造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 官利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十五條中「前四條」を「第三十一條第二項若しくは第三項又は第三十一條の二から前条まで」に改める。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔高橋邦雄君登壇、拍手〕

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

○高橋邦雄君 たいだいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における暴力団による拳銃等の不法所持、拳銃使用犯罪が多発する傾向にあり、いわゆるモデルガンを改造する事犯が増加していることに対処するため、所要の改正を行おうとするものであります。その内容を申し上げますと、まず第一は、金属でつくられ、拳銃、小銃、機関銃、または銃に類似する形態と撃発装置に相当する装置を有するいわゆるモデルガンと言われるもので、銃砲に改造することが著しく困難なものであるとして総理府令で定めるものの以外のものである銃砲とし、それらを輸出のための製造または輸出を業とする者が業務上所持する場合を除き、販売目的で所持してはならないものとする。第二は、拳銃等の密輸入、密製造または不法に所持した者等に対する法定刑の引き上げ、密製造に係る官利製造罪と未遂罪の新設等、罰則の強化を図ることとあります。

委員会におきましては、参考人の意見聴取を行う等、慎重審査を行い、モデルガンの製造、保有の実態、安全性確保のための業者の自主規制の実情、総理府令の内容等、多岐にわたって質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知を願います。

質疑を終りましたところ、日本社会党を代表して、野口委員から、総理府令を定めるに当たっては、模擬銃器審査会を設け、その意見を聞かなければならないこととする修正案が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党を代表して小山委員、日本共産党を代表して神谷委員から、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して安孫子委員から、原案に賛成、修正案に反対の意見が述べられ、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決され、

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

本法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、総理府令を定めるに当たっての慎重な配慮、暴力団犯罪の取り締まりの徹底等、三項目の附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長加藤武徳君。

審査報告書

小規模企業共済法の一部を改正する法律案は右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月二十六日

参議院議長 河野 謙三殿

商工委員長 加藤 武徳

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情の変化に対応して小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興を促進するため、小規模企業共済契約の掛金月額の最低限度及び最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給事由を改善しようとするもので、妥当な措置と認める。

三八四

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、小規模企業者のおかれて現下の経済環境にかんがみ、小規模企業諸施策の一層の拡充に努めるとともに、本法施行に当たり、次の点について、適切な対策を講ずべきである。

一、共済制度への小規模企業者の加入の促進について、引き続き所要の対策を推進するとともに、特に中小企業関係団体等に対し、小規模事業対策としての本制度の趣旨の普及に努めるよう、指導の強化を図ること。

二、第一種及び第二種共済契約の内容について、引き続き検討を加えるとともに、本共済制度について、更にその充実に努めること。

三、共済資産については、その効率的な運用を図るとともに、契約者貸付制度の拡充等、加入者のためにする運用についても、更に検討すること。

四、契約者に対する新たな貸付制度の実施に当たっては、加入者たる小規模企業者の実情に応じられるよう、適切な配慮をすること。

五、共済制度の本旨にかんがみ、国庫による助成措置の強化の方向で引き続き検討を行うこと。

右決議する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十二年四月十九日

参議院議長 河野 謙三殿

保利 茂

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の
一部を次のように改正する。

第二条の三第三号及び第二号の四第三号中「二
百四十号」を「百八十号」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 掛金月額は、千円以上であつて五百円に整数
を乗じて得た額とし、共済契約者一人につき三
万円を超えてはならない。

第九条第一項中「五百円及びその五百円を順次
こえる五百円ごとに」を「五百円ごとに順次」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の小規模企業
共済法の定めるところにより締結されている共
済契約であつてその掛金月額が五百円であるも
のについては、改正後の同法第四条第二項の規
定にかかわらず、その掛金月額を五百円とする
ことができる。ただし、この法律の施行後その
掛金月額が変更された場合は、この限りでな
い。

「加藤武徳君登壇、拍手」

○加藤武徳君 たいだいま議題となりました小規模
企業共済法の一部を改正する法律案につきまし
て、商工委員会における審査の経過と結果を御報
告申し上げます。

本法律案は、小規模企業者の福祉の増進を図る
ため、経済事情の変化に対応して、小規模企業共
済契約の掛金限度を月額一万円から三万円に改定
するとともに、老齢給付の受給資格を加入期間二
十年から十五年に緩和する等の措置を講じようと
するものであります。

委員会におきましては、法律改正の背景、共済

金の給付内容の改善及び加入者に対する還元融資
制度の拡充等、本共済制度をめぐる各般の問題に
ついて質疑が行われましたが、その詳細は会議録
に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律
案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの
と決定いたしました。

なお、本法律案に対して、竹田現理理事か
ら、共済制度への加入促進対策、国の助成措置の
強化の検討等を内容とする各会派共同提案による
附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員
会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま
す。

本条に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 昭和五十一年分
所得税の特別減税のための臨時措置法案(衆議院
提出)

日程第四 昭和五十一年分所得税の特別減税の
実施のための財政処理の特別措置に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長安
田隆明君。

審査報告書

昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年四月二十六日

大蔵委員長 安田 隆明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十一年分の所得税につい
て、一年限りの特例措置として、特別減税を実
施しようとするものであつて、妥当な措置と認
める。

二、費用

本法施行に伴う国税の減収見込額は、約三千
億円である。

昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年四月二十一日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 特別減税の額(第四条)

第三章 特別減税額に係る還付及び申告等(第
五条 第十二条)

第四章 雑則(第十三条 第十六条)

第五章 罰則(第十七条 第十九条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、一年限りの特例措置とし
て、昭和五十一年分の所得税について、特別減
税を行うための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十
三号)第二条第一項第三号に規定する居住者
をいう。

二 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に

規定する非居住者をいう。

三 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項
第三十三号に規定する控除対象配偶者をい
う。

四 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四
号に規定する扶養親族をいう。

五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十
七号に規定する確定申告書(当該確定申告書
に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十
六号)第十九条第三項に規定する修正申告書
を含む)をいう。

六 納税地 所得税法第一編第五章に規定する
納税地をいう。

七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五
号に規定する源泉徴収をいう。

八 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六
条の規定による更正をいう。

九 決定 国税通則法第二十五条の規定による
決定をいう。

十 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定
による充當をいう。

十一 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定
する附帯税をいう。

十二 昭和五十一年分所得税 居住者に係る昭
和五十一年分の所得税(所得税法の一部を改
正する法律(昭和五十二年法律第十四号)第
四條第一項において「所得税法改正法」とい
う)附則第二条の規定及び租税特別措置法及
び国税収納金整理資金に関する法律の一部を
改正する法律(昭和五十二年法律第九号)イ
において「租税特別措置法改正法」という。

以下同じ。又は非居住者に係る昭和五十一年
分の所得税(所得税法第六十五條に規定する
総合課税に係る所得税に限る。)で、次に
掲げる所得税及び附帯税を含まないものをい
う。

イ 租税特別措置法改正法第一条の規定によ
る改正前の租税特別措置法(昭和三十三年
法律第二十六号)以下「旧租税特別措置法」
という。第三条第一項、第八条の二第一項
及び第八条の四第一項の規定により課され
る所得税並びに旧租税特別措置法第四十一
条の大第一項の規定により徴収された所得

税で同条第二項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び旧租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徴収される所得税とみなされたもの

旧租税特別措置法第三十三条の三第四項の規定により徴収された所得税で同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び旧租税特別措置法第八十三条第四項の規定により源泉徴収された所得税で同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの

第三条 居住者又は非居住者は、この法律により、その昭和五十一年分所得税につき、特別減税を受けることができる。

第二章 特別減税の額

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について六千円(昭和五十一年分所得税につき適用される所得税法改正法による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。))第八十三条第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は旧所得税法第八十四条第四項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、当該金額に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき三千円を加算した金額とする。ただし、当該金額が当該居住者又は非居住者の昭和五十一年分所得税額を超える場合には、特別減税の額は、当該昭和五十一年分所得税額に相当する金額とする。

2 前項に規定する昭和五十一年分所得税額とは、昭和五十一年分所得税につき旧所得税法第二編第二章第四節、第三章、第四章及び第六十五條並びに旧租税特別措置法第八條の六、第十條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の二、第二十八條の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十八條、第三十九條、第二章第五節第一款、第四十一条の四及び第四十一条の五の規定を適用して計算した所得税の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する特別減税の額及び昭和五十一年分所得税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項に規定する特別減税の額は、特別減税額という。

第三章 特別減税額に係る還付及び申告等
(居住者の申告税額に係る特別減税額の還付)
第五条 昭和五十一年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税について、確定申告書(旧所得税法第二十条第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書並びに旧所得税法第二百三十七條第三項の規定による申告書を除く。)を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その者が、第十条第一項に規定する基準日在職者に該当する者である場合には、申告税額対

應減税額を有する者に限る。)は、申告税額対

2 前項の規定による還付の請求をすることができる者が当該還付の請求をしないで死亡した場合には、その相続人(包括受遺者を含む。)は、当該死亡した者に係る同項に規定する税務署長に対し、死亡した者の請求をすることができ

3 第一項又は前項の規定による還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書を第一項又は前項に規定する税務署長に提出しなければならない

4 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた特別減税額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求に係る金額を限度として所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

6 第一項に規定する申告税額対

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税についての確定申告書を旧所得税法第二百二十四條第一項(旧所得税法第二百二十五條第五項において準用する場合を含む。)又は第二百二十五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をすることが

旧所得税法第百二十条第一項	配当控除の額	配当控除の額と昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十一年法律第一号)第四條第四項(特別減税額)に規定する特別減税額との合計額
旧所得税法第百二十条第一項	所得税の額	所得税の額及び昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四條第四項に規定する特別減税額並びに当該所得税の額から当該特別減税額を控除した金額に相当する所得税の額
旧所得税法第百二十条第一項	政令で定める金額がある場合には、当該金額	政令で定める金額若しくは昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項(基準日在職者に係る給与は、これらの金額)に規定する給与特別減税額がある場合には、これらの金額
旧所得税法第百二十条第三項	交付される源泉徴収票	交付される源泉徴収票(当該給与と所得に係る第二十八條第一項(給与と所得)に規定する給与等のうち第百八十五條第一項第三号(労働した日)に支払われる給与等)に掲げる給与等について、当該給与等の金額等を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む)

3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

(居住者の確定申告の場合の特別減税)
第七条 居住者は、昭和五十二年六月二日以後において昭和五十一年分所得税の確定申告書(旧所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び旧所得税法第二百三十三條第一項の規定による申告書を除く。)を提出する場合に、当該申告書に旧所得税法第二百二十條第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵省令で定める事項を記載することにより、昭和五十一年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに旧所得税法第二百二十二條、第二百二十八條、第二百三十八條及び第二百三十九條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

旧所得税法第百二十条第一項	配当控除の額	配当控除の額と昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十一年法律第一号)第四條第四項(特別減税額)に規定する特別減税額との合計額
旧所得税法第百二十条第一項	所得税の額	所得税の額及び昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四條第四項に規定する特別減税額並びに当該所得税の額から当該特別減税額を控除した金額に相当する所得税の額
旧所得税法第百二十条第一項	政令で定める金額がある場合には、当該金額	政令で定める金額若しくは昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項(基準日在職者に係る給与は、これらの金額)に規定する給与特別減税額がある場合には、これらの金額
旧所得税法第百二十条第三項	交付される源泉徴収票	交付される源泉徴収票(当該給与と所得に係る第二十八條第一項(給与と所得)に規定する給与等のうち第百八十五條第一項第三号(労働した日)に支払われる給与等)に掲げる給与等について、当該給与等の金額等を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む)

旧所得税法第百二十二条第一項	その年分の所得税	昭和五十一年分の所得税
旧所得税法第百二十二条第三項	第三百二十条第一項	昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられたる第百二十一条第一項
旧所得税法第百二十八条	第三百二十条第一項(確定所得申告)	昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられたる第百二十一条第一項(確定所得申告)
旧所得税法第百三十八条第二項及び第三項	第二百二十条第一項、第二百二十三号	当該第百二十一条第一項、第二百二十三号
旧所得税法第百三十八条第三項	第二百二十条第一項	昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられたる第百二十一条第一項
旧所得税法第百三十八条第四項	第二百二十条第一項による還付金を同項	昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられたる第百二十一条第一項
旧所得税法第百三十九条第一項	第二百二十条第八号	昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられたる第百二十一条第八号
旧所得税法第百三十九条第二項	還付金の還付をする場合において、同項	還付金(同項の確定申告書に記載された昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四条第四項(特別減税額)に規定する特別減税額に相当する金額に係る還付金を除く。)の還付をする場合において、第一項
旧所得税法第百三十九条第三項	翌日	翌日(前項に規定する特別減税額に係る還付金の額については、第一項の確定申告書の提出があつた日の翌日以後三月を経過する日の翌日とし、同日以後に納付された当該予納税額の還付金については、その納付の日の翌日とする。)
旧所得税法第百三十九条第四項	第一項の規定による還付金	第一項の規定による還付金(第二項に規定する特別減税額に係る還付金を除く。)

（死亡に係る準確定申告の場合の特別減税）

第八條 前條の規定は、昭和五十二年六月二日以後に昭和五十一年分所得税についての確定申告書を旧所得税法第百二十四条第一項（旧所得税法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第百二十五条第一項若しくは第二項の規定によりこれらの規定に規定する相続人が提出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「第百二十条第一項」とあるのは「昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）」の規定により読み替えられた第百二十条第一項と、「第百二十二条第一項」とあるのは「昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段の規定により読み替えられた第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

前項の規定の適用がある場合には、旧所得税法第百二十五条第四項中「第百二十条第三項」とあるのは「昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段の規定により読み替えられた第百二十条第三項」と、旧所得税法第百二十九条中「第百二十条第一項第三号」とあるのは「昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第百二十条第一項第三号」として、これらの規定を適用する。

(非居住者の特別減税)

第九條 第五條から前条までの規定は、非居住者の昭和五十一年分所得税についての特別減税額に相当する所得税の還付及び確定申告書を提出する場合の特別減税額に相当する税額の軽減又は還付について準用する。

(基準日在職者に係る給与特別減税額の還付)

第十條 所得稅法第百八十三條第一項に規定する
給与等(以下この條において「給与等」という。)の
支払者(以下この條において「主たる給与支払

者」といふ。は、当該主たる給与支払者から昭和五十一年中の主たる給与等（居住者が同法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この条において同じ。）のうちその年最後に受けるものの支払を受ける居住者で、かつ、昭和五十二年六月一日において当該主たる給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるもの（以下この条において「基準日在職者」という。）に對し、同年六月又は七月のいずれかの月で大蔵省令で定めるところにより源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長に届け出た月（当該主たる給与支払者がこの項の規定による還付を同年六月又は七月以外の月において行うことにつつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、当該税務署長が当該還付を行うことが適當であると認めた月）において、第四条第一項本文に規定する金額を基礎額として政令で定めるところにより計算した金額額が、昭和五十一年給与源泉税額を超過する場合に、昭和五十一年給与源泉税額とする。以下この条において「給与特別減税額」という。）に相当する所得税を還付しなければならぬといふ。

2 前項に規定する昭和五十一年給与源泉税額とは、主たる給与支払者が基準日在职者の昭和五十一年中の旧所得税法第九十条第一号に規定する給与等につき同条の規定（旧租税特別措置法第四十一条の二又は第四十一条の五の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた旧所得税法第九十条第二号に掲げる税額（当該基準日在职者がその者の当該給与等の金額が千万円を超えることにより同条の規定が適用されなかつた者である場合には、当該基準日在职者に対し当該主たる給与支払者が昭和五十一年中に支払うべきことが確定したた給与等につき旧所得税法第八十三条第一項の

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号 昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案外一件

三八八

規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額をいう。

3 税務署長は、基準日在職者が昭和五十二年六月一日以前に昭和五十一年分所得税につき確定申告書を提出し、若しくは更正を受けたことによりその者の特別減税額が給与特別減税額に満たないと認められる場合、又は基準日在職者の給与特別減税額の計算がこの法律の規定に従っていないかつた場合その他その調査したところと異なる場合には、大蔵省令で定めるところによりその旨及び当該特別減税額又は給与特別減税額を当該基準日在職者に係る主たる給与支払者に通知しなければならない。

4 特別減税額に係る前項の通知を受けた主たる給与支払者は、当該通知に係る基準日在職者に対する第一項の規定による還付については、当該通知に係る特別減税額を基礎として計算した給与特別減税額により行わなければならない。ただし、主たる給与支払者が同項の規定による還付をした後において特別減税額又は給与特別減税額に係る前項の通知を受けた場合には、当該主たる給与支払者は、当該通知を受けた日以後に当該通知に係る基準日在職者に対し最初に支払う給与又は所得税法第九十九条に規定する退職手当等の支払の際、その者に当該還付をした金額のうち当該通知に係る特別減税額又は給与特別減税額を超える部分の金額に相当する所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 前項ただし書の規定により徴収して納付すべき所得税は、主たる給与支払者については、源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税法、国税通則法及び国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の規定を適用するものとし、基準日在職者については、当該所得税に相当する金額は第一項の規定による還付を受けなかったものとみなす。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(更正又は決定の場合の特別減税)
第十二条 昭和五十二年六月二日以後に、居住者又は非居住者の昭和五十一年分所得税に關し更正又は決定をする場合には、第四条第一項に規定する昭和五十一年分所得税額から特別減税額を控除するものとする。

(特別減税額に係る国税通則法の適用の特例)

第十二条 第五条第四項(第六条及び第九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による還付を受けた場合には、その者に係る昭和五十一年分所得税については、当該還付に係る還付請求書に記載された特別減税額(第五条第四項の規定により、税務署長が還付した還付金の額を限度とする。)は、昭和五十二年六月一日以前に提出された確定申告書又は同日以前にされた更正若しくは決定に係る通知書に記載された国税通則法第二条第六号又ははに掲げる事項とみなして、同法中申告更正若しくは決定又は更正をすべき旨の請求に關する規定を適用する。この場合においては、当該確定申告書又は当該通知書に記載された納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額に納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額については、当該納付すべき税額から当該特別減税額を控除した後の税額又は当該還付金の額に相当する税額に当該特別減税額を加算した後の税額が記載されているものとみなす。

2 居住者又は非居住者が昭和五十一年分所得税につき特別減税を受けた場合におけるこれらの者が納付すべき昭和五十一年分所得税に係る附帯税に關する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第七条(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。)

の規定による軽減又は前条の規定による控除を受けた場合には、その確定申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき昭和五十一年分所得税に係る附帯税の額の計算の基礎となる税額は、当該納付すべき所得税の額に当該軽減又は控除に係る特別減税額(政令で定める場合には、政令で定める税額。以下この号において同じ。)を加算した後の税額とし、当該計算の基礎となる税額のうち当該軽減又は控除を受けた特別減税額に相当する税額については国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の末日は、当該確定申告書の提出の日又は当該更正若しくは決定に係る通知書を発した日とする。

二 昭和五十一年分所得税について納付すべき税額を減少させる更正で前条の規定による特別減税額の控除を伴うものがあつた場合においても、当該特別減税額に相当する税額に係る更正の効力は、既に納付すべき税額が確定した附帯税に及ばないものとする。

三 第五条第四項の規定による還付を受けた所得税に係る特別減税額又は第七条の規定による軽減若しくは還付若しくは前条の規定による控除を受けた特別減税額が過大であつたことに伴い、昭和五十一年分所得税についてこれらの還付に係る還付金の額に相当する税額を減少させ、又は納付すべき税額を増加させる修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額のうちこれらの特別減税額に相当する税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の始期は、これらの還付のための支払決定をした日若しくはこれらの還付に係る還付金につき充當をした日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとな

つた日)又は当該軽減若しくは控除を受けた特別減税額に係る確定申告書の提出の日若しくは更正若しくは決定に係る通知書を発した日の翌日とする。

第四章 雑則

(基準日在職者の還付金の支払明細書)

第十三条 第十条第一項に規定する基準日在職者に対し同項の規定により所得税の還付をする同項に規定する主たる給与支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。

(当該職員員の質問検査権)

第十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、この法律に基づく特別減税に關する調査に必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 この法律に基づく特別減税を受けることができる者又は当該特別減税を受けることができる者と認められる者

二 第十条第一項の規定による所得税の還付をする義務がある者又は当該還付をする義務があると認められる者

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 所得税法第二百三十六条の規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が第一項の規定による質問又は検査をする場合について準用する。

(特別減税額に係る国に対する請求権の期間制限)

第十五条 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権で、第七条後段の規定により読み替えられた旧所得税法第二百二十条第一項又は第八条第一項後段の規定により読み替えられた

旧所得税法第二百二十四条第一項(旧所得税法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二百二十五条第一項(これらの規定を第九条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出する義務がある者に係るものは、当該申告書に係る昭和五十一年分所得税につき国税通則法第七十条及び第七十一条の規定により更正又は決定をすることができず期間を経過した日以後においては、これを行つてすることができない。

2 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権(前項に規定する請求権を除く。)については、当該請求権をその権利を有する者に係る昭和五十一年分の所得税の還付金に係る国に対する請求権とみなして、国税通則法第七十四条の規定を適用する。前項の期間内に行使された請求権に基づき生じた還付金に係る国に対する請求権についても、また同様とする。

(政令への委任)

第十六条 第五條から前條までに定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第十七条 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第十四条第一項の規定による当該職員の間に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第十八条 次の各号の一に該當する者は、十万円以下の罰金に處する。

一 偽りその他不正の行為により、第五條第四項(第六條及び第九條において準用する場合を含む。)の規定による還付を受け、又は第七條後段(第八條第一項及び第九條において準用する場合を含む。)の規定により読み替へら

れた旧所得税法第二百二十条第一項第三号に規定する特別減税額に係る同号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者

二 第十條第一項の規定により還付すべき所得税を還付しなかつた者

三 第十條第四項の規定により徴収して納付すべき所得税を徴収せず、又は当該所得税を納付しなかつた者

四 第十三條に規定する支払明細書を同條に規定する還付の際当該還付を受ける者に交付せず、又はこれに偽りの記載をして当該還付を受ける者に交付した者

第十九条 法人(所得税法第二條第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該法人の代表者等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

2 前項に規定する人格のない社団等について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和五十二年六月一日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三千億円である。

審査報告書

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に關する法律案
右は国会法第五十條後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて

報告する。

昭和五十二年四月二十六日

大蔵委員長 安田 隆明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十一年分所得税の特別減税の実施による租税収入の減少を補うため、昭和五十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例を定めるとともに、特別減税の財源を確保するのに必要な金額を限り、同年度の特別公債の発行残額の範囲内で、特例公債を発行することができるとするものである。て、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い昭和五十一年分所得税の特別減税の財源にあてるべき剰余金の見込額は、約三千億円である。

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十二年四月二十一日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に關する法律案
昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に關する法律案

(剰余金処理の特例)
第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六條第一項の規定は、昭和五十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に關する法律案は、特別減税の実施による租税収入の減少を補うため、昭和五十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例を定めるとともに、なお不足する財源を確保するために必要な金額を限り、同年度の特別公債の発行残額の範囲内で、特例公

(公債発行の特例)

第二条 政府は、昭和五十二年五月三十一日までとの間に、昭和五十一年度の公債の発行の特例に關する法律(昭和五十一年法律第七十三号)第二條(発行目的に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十二年法律第号)に定める特別減税の実施による租税収入の減少を補うのに必要な財源の一部に充てるため、同條に規定する国会の議決を経た金額のうちこの法律の施行の日までに発行しなかつた金額の範囲内で、当該財源を確保するのに必要な金額を限り、同條の規定により公債を発行することができる。この場合において、当該公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔安田隆明君登壇、拍手〕

○安田隆明君 ただいま議題となりました両案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案は衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、最近における社会・経済情勢に顧み、中小所得者の所得税負担を軽減する等のため、一年限りの特例措置として、昭和五十一年分の所得税を減額し、これを昭和五十二年において還付する措置を講じようとするもので、これによる減税額は約三千億円と見込まれております。

次に、昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に關する法律案は、特別減税の実施による租税収入の減少を補うため、昭和五十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例を定めるとともに、なお不足する財源を確保するために必要な金額を限り、同年度の特別公債の発行残額の範囲内で、特例公

債を發行できる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、両案を順次採決の結果、昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案は全会一致、また、昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案は、可否同数となりましたので、委員長これを決し、両案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野三三) これより採決をいたします。まず、昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野三三) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野三三) 次に、昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(河野三三) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野三三) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野三三) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十三票
白色票 九十七票
青色票 八十六票

よって、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 安孫子藤吉君 | 青木 一男君 | 岩動 道行君 | 糸山英太郎君 | 上田 稔君 | 江藤 智君 | 小笠 公昭君 | 大島 友治君 | 大谷藤之助君 | 岡本 悟君 | 加藤 武徳君 | 片山 正英君 | 亀井 久興君 | 木村 睦男君 | 熊谷太三郎君 | 鈴木 亨弘君 | 小林 国司君 | 都 祐一君 | 佐藤 信二君 | 斎藤 十朗君 | 坂元 親男君 | 山東 昭子君 | 新谷寅三郎君 | 鈴木 省吾君 | 園田 清充君 | 高橋 蒼富君 | 橋 直治君 | 土屋 義彦君 |
| 青井 政美君 | 井上 吉夫君 | 石破 二郎君 | 稲嶺 一郎君 | 上原 正吉君 | 遠藤 要君 | 小川 半次君 | 大鷹 淑子君 | 岡田 広君 | 長田 裕二君 | 鹿島 俊雄君 | 上條 勝久君 | 木内 四郎君 | 久次米健太郎君 | 黒住 忠行君 | 源田 実君 | 後藤 正夫君 | 佐多 宗二君 | 斎藤栄三郎君 | 坂野 重信君 | 迫水 久常君 | 嶋崎 均君 | 菅野 儀作君 | 世耕 政隆君 | 高橋 邦雄君 | 高橋雄之助君 | 棚辺 四郎君 | 寺本 広作君 |

反対者(青色票)氏名

- | |
|--------|
| 戸塚 進也君 | 中西 一郎君 | 中村 禎二君 | 中山 太郎君 | 夏目 忠雄君 | 西村 尚治君 | 秦野 章君 | 嶋山威一郎君 | 原文兵衛君 | 福井 勇君 | 藤井 丙午君 | 藤田 正明君 | 細川 護熙君 | 前田佳都男君 | 増原 恵吉君 | 丸茂 重貞君 | 宮田 輝君 | 安井 謙君 | 山崎 竜男君 | 山内 一郎君 | 吉武 恵市君 |
| 内藤三郎君 | 中村 太郎君 | 中村 登美君 | 永野 巖雄君 | 鍋島 直紹君 | 橋本 繁蔵君 | 初村滝一郎君 | 林田悠紀夫君 | 平井 卓志君 | 福岡日出磨君 | 藤川 一秋君 | 二木 謙吾君 | 堀内 俊夫君 | 増田 盛君 | 町村 金五君 | 宮崎 正雄君 | 望月 邦夫君 | 安田 隆明君 | 山本茂一郎君 | 吉田 実君 | |

八十六名

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吉田忠三郎君 | 阿部 憲一君 | 内田 善利君 | 柏原 ヤス君 | 黒柳 明君 | 小平 芳平君 | 白木義一郎君 | 田代富士男君 | 中尾 辰義君 | 藤原 房雄君 | 峯山 昭範君 | 矢原 秀男君 | 上田耕一郎君 | 加藤 進君 | 河田 賢治君 | 小巻 敏雄君 | 須藤 五郎君 | 塚田 大願君 | 橋本 敦君 | 安武 洋子君 | 渡辺 武君 | 木島 則夫君 | 三治 重信君 | 中村 利次君 | 向井 長年君 | 青島 幸男君 | 喜屋武眞榮君 | 野末 陳平君 |
| 和田 静夫君 | 相沢 武彦君 | 太田 淳夫君 | 上林 義次郎君 | 桑名 義治君 | 堀出 啓典君 | 鈴木 一弘君 | 多田 省吾君 | 二宮 文造君 | 三木 忠雄君 | 矢追 秀彦君 | 岩間 正男君 | 小笠原貞子君 | 神谷信之助君 | 香取タケ子君 | 近藤 忠孝君 | 立木 洋君 | 内藤 功君 | 星野 力君 | 山中 郁子君 | 柄谷 道一君 | 栗林 卓司君 | 田淵 哲也君 | 藤井 恒男君 | 和田 春生君 | 市川 房枝君 | 下村 泰君 | 松岡 克由君 |

○議長(河野三三) 日程第五 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長増原恵吉君。

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

法律案
三九一

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号 議事日程追加の件 領海法案外一件

なお、本案に対しては、復帰特別措置法の延長に伴う今後の処置、沖縄の特性に適した各産業の振興及び県民生活の安定向上、沖縄における消費者米価の特例等について遺憾なき措置等、適切な施策を求める六項目の附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

領海法案

漁業水域に関する暫定措置法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長橋直治君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

領海法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月二十九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

領海法案

領海法

〔領海の範囲〕

第一条 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とする。

○その線が基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線とする)とする。

2 前項の中間線は、いずれの点をとつても、基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線とする。

〔基線〕

第二条 基線は、低潮線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、他の海域との境界として政令で定める線を基線とする。

2 前項本文に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。

附則

〔施行期日〕

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定海域に係る領海の範囲)

2 当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡(これらの海域にそれぞれ隣接し、かつ、船舶が通常航行する経路からみてこれらの海域とそれぞれ一体をなすと認められる海域を含む。以下「特定海域」という。)については、第一条の規定は適用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とする。

3 特定海域の範囲及び前項に規定する線については、政令で定める。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に

掲載

漁業水域に関する暫定措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月二十九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

漁業水域に関する暫定措置法案

漁業水域に関する暫定措置法

〔趣旨〕

第一条 この法律は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の漁業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対処し、並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るため、漁業水域における漁業等に関する管轄権の行使に關し必要な暫定措置を定めるものとする。

(漁業水域における管轄権)

第二条 我が国は、漁業水域における漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。以下同じ。)に關する管轄権を有する。

2 我が国は、漁業水域における水産動植物の採捕(漁業に該當するものを除く。以下同じ。)に關しても、管轄権を有する。

3 我が国は、前二項の管轄権の行使に当たつては、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保存及び管理についての勧告等を尊重するものとする。

(定義)

第三条 この法律において「我が国の基線」とは、領海法(昭和五十二年法律第 号)第二条第一項に規定する基線をいう。

2 この法律において「中間線」とは、いずれの点をとつても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。

3 この法律において「漁業水域」とは、我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我が国の基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線とする)までの海域(領海及び政令で定める海域を除く。)をいう。

4 この法律において「外国人」とは、次に掲げるものをいう。
一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に我が国に在留する者で農林大臣の指定するものを除く。
二 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体

(漁業水域における法令の適用)
第四条 外国人が漁業水域において行う漁業及び水産動植物の採捕に關しては、政令で定めるところにより、我が国の法令を適用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

(漁業等の禁止)
第五条 外国人は、漁業水域のうち次に掲げる海域においては、漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 領海法附則第二項に規定する特定海域である海域(我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が十二海里である線までの海域に限る。)
二 水産資源の保護又は漁業調整のため必要な海域として農林大臣の定める海域

(漁業等の許可)

第六条 外国人は、漁業水域(前条各号に掲げる海域を除く。次条及び第九條第一項において同じ。)においては、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 その漁業又は水産動植物の採捕が政令で定める高度回遊性魚種に係るものであるとき。
 - 二 その水産動植物の採捕が第九條第一項の承認を受けて行われるものであるとき。
 - 三 その水産動植物の採捕が前条ただし書の農林省令で定める軽易なものであるとき。
- 第七條 農林大臣は、前項の許可をしたときは、農林省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。
- 第八條 第一項の許可を受けた外国人は、農林省令で定めるところにより、その行つた漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいように表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備え付けておかなければならない。
- (許可の基準等)

第七條 農林大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る漁業又は水産動植物の採捕が、国際約束その他の措置により適確に実施されると認められること、外国人が漁業水域において行つた漁業又は水産動植物の採捕につき農林省令で定める区分ごとに農林大臣の定める漁獲量の限度を超えないと認められることその他政令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第九條 前項の規定による漁獲量の限度の決定は、政令で定めるところにより、漁業水域における科学的根拠を有する水産資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎とし、漁業水域における外国人による漁獲の実情、外国周辺水域における我が国漁業の状況等を総合的に考慮して行われなければならない。

第八條 外国人は、第六條第二項の規定により許可証の交付を受けるときに、政令で定める額の入漁料を国に納付しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、前項の入漁料を減額し、又は免除することができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、入漁料に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験研究等のための水産動植物の採捕の承認)

第九條 外国人は、漁業水域において試験研究その他の農林省令で定める目的のために水産動植物の採捕を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。ただし、その水産動植物の採捕が、第六條第一項第一号の政令で定める高度回遊性魚種に係るものであるとき、又は第五條ただし書の農林省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の承認の申請をする外国人は、政令で定めるところにより、政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
- 3 第六條第二項及び第三項の規定は第一項の承認について、前条第二項の規定は前項の手数料について準用する。

(制限又は条件)

第十條 第六條第一項の許可又は前条第一項の承認には、制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可等の取消し等)

第十一條 農林大臣は、第六條第一項の許可を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて漁業若しくは水産動植物の採捕の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

第十二條 農林大臣は、第九條第一項の承認を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、同項の承認を取り消すことができる。

國人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、同項の承認を取り消すことができる。

(溯河性魚種の保存及び管理)

第十二條 我が国は、漁業水域の外側の海域(外国の内地、領海及び漁業水域に相当する海域を除く。)においても我が国の内水面において産卵する溯河性魚種については管轄権を有するとの見地から、国際的協調の下に、当該海域における溯河性魚種の適切な保存及び管理に努めるものとする。

(政令等への委任)

第十三條 この法律の規定に基づき政令又は農林省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十四條 第五條から第十一條までの規定については、政令で、当該規定ごとに外国人及び海域を指定して適用しないこととすることができる。

第十五條 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施に必要な手続その他その施行に必要な事項については、農林省令で定める。

(条約の効力)

第十六條 この法律に規定する事項に関して条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(罰則)

第十七條 次の各号の一に該当する者は、千円以下の罰金に処する。

- 一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者
- 二 第十條の規定により第六條第一項の許可に付された制限又は条件(第十條の規定により変更されたものを含む。)に違反した者
- 三 第十一條第一項の規定による命令に違反した者

た者

第十八條 第十條の規定により第九條第一項の承認に付された制限又は条件(第十條の規定により変更されたものを含む。)に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九條 前二條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又は漁具その他漁業若しくは水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十條 第六條第三項(第九條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十七條、第十八條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

(第一審の裁判権の特例)

第二十二條 この法律の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)

2 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出しを「(漁業等の禁止)」に改め、同条中「漁業を行なつてはならない」を「漁業又は水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除く。以下同じ。)を行つてはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林省令で定める軽易

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号

領海法案外一件

なものであるときは、この限りでない」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体

第六条の次に次の一条を加える。

第六條之二 この法律の規定に基づき政令又は農林省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要な判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九條第二項中「漁業」の下に「若しくは水産動物物の採捕」を加える。

〔橋直治君登壇、拍手〕

御報告いたします。

まず、領海法案は、近年、わが国近海における外国大型漁船の操業により、わが国の沿岸漁業に被害が頻発し、操業も制約されるなど、重大な影響が出ている実情と、第三次国連海洋法会議の動向等を踏まえて、わが国の領海を、海岸の低潮線を基本とする基線からその外側十二海里の線までの海域に拡張するとともに、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡並びにこれらの海域に隣接する一定の海域に係る領海については、当分の間、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とすること等を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、中間線に関する規定を設け、施行の期限を一カ月短縮する修正が行われております。

次に、漁業水域法案は、国際的な二百海里時代の急速な到来に対処するとともに、最近における日ソ漁業交渉の進展等を踏まえ、第三次国連海洋法会議の結論が出るまでの間、暫定的に、わが国の領海の基線から二百海里までの海域のうち、領海を除いた海域を漁業水域とし、この海域において、わが国が漁業及び水産動物物の採捕に関する管轄権を行使することとし、外国人が行う漁業等を規制することとする等の措置を講じようとするものであります。

で指定する外国人及び海域にはこの法律案に定める規制措置の全部または一部を適用しないことができることとしております。

本案についても、衆議院において、施行の期限を一カ月短縮する修正が行われております。

本委員会におきましては、両案を一括して審査するとともに、委員派遣を行い、参考人の意見を徴し、さらに運輸、外務、内閣の各委員会とそれぞれ連合審査会を開きました。

また、本日特に福田総理の出席を求めて質疑を行いました。

問題になりました主な事項は、日ソ漁業交渉に臨む政府の方針と二法案の意義、減船等に伴う救済対策、漁業水域を政令で削減し、規制しない外国人や海域を政令で定められることにした理由、五海峽の領海幅を現状に凍結する理由、二百海里時代に対応する水産政策のあり方、海上保安体制の整備方針等でありました。

質疑を終局しましたところ、領海法案に対し、鶴岡委員から、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブ共同の修正案が、また、民社党和田委員から修正案が提案され、別に討論なく、領海法案について採決の結果、二つの修正案は賛成少数をもって否決、本案は全会一致をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、漁業水域法案に対し、日本共産党小笠原委員から修正案が提案され、別に討論なく、漁業水域法案について採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本案は全会一致をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(河野謙三君) 賛成者の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 賛成者の起立を求めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君

議員

副議長

前田佳都男君

太田 淳夫君	矢原 秀男君	山東 昭子君	井上 吉夫君
下村 泰君	喜屋武真榮君	中村 太郎君	遠藤 要君
相沢 幸男君	桑名 義典君	棚田 邦雄君	志村 愛子君
青島 道一君	市川 房枝君	久次米健太郎君	黒住 忠行君
柄谷 重昭君	塩田 啓典君	安田 隆明君	中山 太郎君
三治 昭信君	阿部 憲一君	世耕 直治君	黒山 省吾君
藤原 房雄君	安孫子 忠雄君	橋本 直治君	山崎 金五君
上林 次郎君	和田 春生君	加藤 武徳君	町村 睦男君
栗林 卓司君	平井 卓志君	安井 謙君	熊谷 三郎君
内田 善利君	矢追 秀彦君	増原 恵吉君	吉武 恵市君
黒柳 明君	山本 則夫君	大谷 藤之助君	鹿島 俊雄君
藤井 恒男君	木島 則夫君	案納 勝君	矢田 部 理君
山内 一郎君	山本 茂一郎君	野末 陳平君	松岡 克由君
鈴木 利次君	柏原 哲也君	野田 哲君	高橋 啓君
宮崎 正雄君	二宮 芳平君	戸塚 進也君	目黒 今朝次郎君
白木 義一郎君	小尾 辰義君	村岡 勝治君	赤桐 操君
多田 省吾君	坂内 親男君	片岡 勝治君	稲嶺 一郎君
向井 長年君	増田 盛君	藤井 丙午君	現照 実君
高橋 雄之助君	佐多 宗二君	二村 謙三君	福井 勇君
堀内 俊夫君	最上 進君	杉山 善太郎君	和田 静夫君
望月 邦美君	石破 二朗君	小笠 公昭君	嶋山 威一郎君
青山 英太郎君	大島 友治君	栗原 俊夫君	小柳 英雄君
糸山 英太郎君	中村 登美君	吉田 忠三君	安永 裕君
大庭 淑子君	原 文兵衛君	福間 知之君	志吉 忠孝君
細川 護国君	中村 一朗君	山本 郁子君	近藤 豊君
橋本 繁蔵君	寺本 広作君	小谷 敏雄君	片山 甚市君
上原 勝久君	菅野 儀作君	内藤 功君	安武 洋子君
菅野 儀作君	吉田 実君	寺田 熊雄君	小川 一平君
鳴崎 均君	内藤 三郎君	神谷 信之助君	沓脱 タケ子君
土屋 義彦君	長田 裕二君	小笠原 貞子君	上田 哲君
鍋島 直昭君	新谷 貢三郎君	橋本 敦君	立木 洋君
上原 正吉君	迫水 祐一君	加藤 進君	森 勝治君
青木 一男君	丸茂 重貞君	塚田 大原君	渡辺 武君
小川 半次君	片山 正英君	須藤 英行君	久保 巨君
鈴木 亨弘君	宮田 輝君	須藤 五郎君	鶴岡 哲夫君
斎藤 十朗君	夏目 忠雄君	星野 四郎君	岩間 正男君
斎藤 章君	岡田 広君	上田 耕一郎君	河田 賢治君
永野 厳雄君	坂野 重信君		
亀井 久興君			
斎藤 三郎君			

国務大臣

農 林 大 臣 大 藏 大 臣 坊 善 秀 男 君 鈴木 善幸君

通商産業大臣
國務大臣
（國家公安委員會委員長）
國務大臣
（總理府總務長）
官
沖繩開發庁長
官

田中 龍夫君
小川 平二君
藤田 正明君

議長の報告事項
去る四月二十二日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員

同
同
同
通信委員
建設委員
同
同
同
予算委員
同
決算委員
議院運営
同日議長に
名した。

常任委員の補欠を左の通り指

内閣委員

同同

同

地方行政

司 法 務 委 員 會

同

同

同 人

同

同

大蔵委員

同同

同

同 文

大華公司

同

同

同同

同同

社会労働

同

農林水産司

同同

同

東京三井物産株式会社

議長の幸合

久を左の通り指

志村 愛子君	内藤蒼三郎君	和田 春生君	岩上 妙子君	今泉 正二君	二木 謙吾君	小野 明君	宮崎 正義君	宮田 輝君	加瀬 完君	小柳 勇君	棚辺 四郎君	八木 一郎君	林 達君	片岡 勝治君	中村 利次君	山内 一郎君	堀見 俊二君	石本 茂君	町村 金五君	安永 英雄君	宮崎 正義君	二木 謙吾君	木内 四郎君	久保 重信君	坂野 重信君	河本 嘉久藏君	宮田 輝君	藤川 一秋君	竹田 四郎君	久保田 藤郎君	宮之原貞光君	鈴木美枝子君	秋山 長造君	小野 明君	今泉 正二君	柄谷 道一君	岩上 妙子君	遠藤 要君	大島 友治君	後藤 正夫君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

[illegible]

て、左の特別
特別委員
正に関する特
て、特別委員
特別委員
正に関する特
いて選任した
云
照美君（粒
左の内閣提出
れを社会労働
の一部を改正
議院送付の右
度の公債の發
の一部を改正
の社会
備審査のため
核燃料物質及
部を改正する
閣から予備審
小産委員会に

[illegible][illegible]

に關する暫
送付の左の
設置法及び
改正する法
、衆議院送
議決した旨
開発基金を
求めるの件
十二年の海
規則に關す
の件
、衆議院送
院に通知し
開発基金へ
助長法の二
資金助成法
の一部を改
、左の衆議
た。
護士資格者
與に關する
から、本院
において本
設置法及び
改正する法
、左の委員
派遣必要
大隅海峡
を調査し、
及び漁業水
第七四号）
委員
鈴木 省
鶴園 哲
相沢 武
和田 春
地 鹿兒島
四月二十
概算五二
議決した。

措置法案
閣提出案を衆
議院に通知し
立する協定の
おける衝突
条約の締結に
左の内閣提
盟に伴う措
を改正する法
部を改正す
る法律案
対する本邦
措置置法の一
付した左の
修正に同意し
並養護教諭養
承承認要求を
ける国際航
て領海法案
関する暫定
に資する。

粕
大
塚
喜

及び二十四
四四〇円
て参議院規

既に回付	所設置法	未を承認	和につい	防のた	いて承認	未を可決	に關する	木	法律案	に皆衆議	并護士資	を改正す	提提出案	日の通知	所設置法	論した。	及び漁業	兩法第六	置法案	照美	友治	大願	武貞榮	二日間	第百八十
------	------	------	------	-----	------	------	------	---	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	----	----	----	-----	-----	------

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

三九五

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

条の二により承認を求めます。

昭和五十二年四月二十二日

参議院議長 河野 謙三殿 直治

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員巨四郎君逝去による補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員巨四郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員本院議員巨四郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員本院議員巨四郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員本院議員巨四郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員本院議員巨四郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員本院議員巨四郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

辞任を許可した。

地方行政委員

農林水産委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

農林水産委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦時災害援護法案(片山基市君外二名発議)

同日ウラジオミール・ボネフ・ブルガリア人民共和國人民議会議長より議長宛、左の祝辞を接受した。

私は、ブルガリア人民共和国人民議會議を代表して、四月二十九日の日本の国民の祝日をお祝い申し上げます。

また、この機会を利用して、日本・ブルガリア両国議会の関係が今後一層発展・強化され、もつて世界の平和と安全と進歩に寄与する重ねて閣下に対し心からの敬意を表します。

去る四月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

昭和五十二年五月二日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

災害対策特別委員
堀内 俊夫君

同日衆議院から、同院において修正議決した左の

漁業水域に関する暫定措置法案可決報告書

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四二一(大代)